

○ 西いぶり広域連合職員の定年等に関する条例

平成12年3月28日
条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(室蘭市条例の準用)

第2条 この条例の施行については、室蘭市職員の定年等に関する条例（昭和59年室蘭市条例第12号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。